

定款 (1/2)

(平成 28 年 11 月 23 日作成)

定 款 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本食文化会議と称する。
英文では、FOUNDATION FOR THE JAPANESE FOOD CULTURE FORUM（略称 JFCF）と表示する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、食文化全般において先端的な活動をする著作家および専門家ならびに伝統・伝承文化の継承者による自主的な組織として、会員相互の研究・交流・啓発により、多角的な視点からの「日本食文化」を国内外に発信し、食文化の共有による世界平和への貢献を目的とする。

②当法人は前項の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 日本食文化会議の開催
2. 会員交流
3. 日本食文化に係る顕彰
4. 食文化に関する国際会議、講演会等の企画、開催、運営
5. 日本食文化に係る国内外への情報発信
6. 日本食文化に関する情報発信、交流のための情報誌等の発行
7. 日本食文化に関する学会の設置、運営
8. 日本食文化に関する人材育成、調査研究等
9. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。当社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

(用語)

第 5 条 本定款において使用する用語と、「一般社団および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に定める用語の対照は、次の各号の通りとする。

- ①会員：「社員」をいう。
- ②入会・退会：それぞれ「入社」・「退社」をいう。
- ③会員総会：「社員総会」をいう。
- ④会員名簿：「社員名簿」をいう。
- ⑤理事長：「代表理事」をいう。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 当法人は、正会員・準会員並びに特別賛助会員・賛助会員を置き、正会員をもって「一般法人法」上の社員とする。
①正会員となるには、当法人の目的に賛同した個人で、食文化に関する単独「著書」又は「論文」を有する者とする。ただし、正会員 2 名以上の推薦を受けた者は本定款第 46 条に定める運営委員会の承認をもって入会を申込むことができる。

②準会員となるには、当法人の目的に賛同した専門家個人で、食文化に関する共同「著書」又は「論文」を有する者とする。ただし、日本食文化に関する当法人の正会員からの推薦があるものについてはこの限りではない。

③賛助会員となるには、当法人の目的に賛同した個人・法人・団体等で、理事長の承認を得たものとする。

④特別賛助会員となるには、前項の賛助会員のうち、当法人が定める一定の会費を納めなければならない。

(会員の資格の取得)

第 7 条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をしなければならない。

(会員名簿)

第 8 条 当法人は、会員の氏名及び名称並びに住所を記載又は記録した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

②当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載又は記録した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(会 費)

第 9 条 当法人の会員は、当法人の目的を達成するために必要な費用の負担として、翌事業年度の会費を毎年 3 月末日までに支払う義務を負う。ただし、理事長の承認により除外する場合がある。

②期中において、新たに会員になった場合は、当該事業年度の会費全額を支払う義務を負う。

③会員の入退会時期にかかわらず、会費の月割り計算による請求および返還は行わない。

(退 会)

第 10 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 11 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、「一般法人法」第 49 条第 2 項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 11 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 第 9 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 12 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

②当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出品はこれを返還しない。

第 3 章 会 員 総 会

(構 成)

第 14 条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

②会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(召 集)

第 15 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3

か月以内に招集し、臨時会員総会は、必要に応じて招集する。

②会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

③会員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 16 条 会員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 17 条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 18 条 会員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(会員総会の決議の省略)

第 19 条 会員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 20 条 会員総会に出席できない正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、会員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(会員総会議事録)

第 21 条 会員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者及び出席した理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 役 員 等

(理 事 の 員 数)

第 22 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 3 名以内

(理 事 の 資 格)

第 23 条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

②前項の規定にかかわらず、総正会員の議決権の過半数をもって、上記以外の者から選任することを妨げない。

(顧 問)

第 24 条 当法人は、必要に応じて理事会又は運営委員会の運営に参画し、示唆や助言などを行う顧問を置くことができる。

(会 長)

第 25 条 当法人は、必要に応じて理事会又は運営委員会の運営に参画し、示唆や助言などを行う会長を置くことができる。

(参 与)

第 26 条 当法人は、必要に応じて理事会又は運営委員会の運営に参画し、示唆や助言などを行う参与を置くことができる。

(理 事、監 事 及 び 顧 問 の 選 任 の 方 法)

第 27 条 当法人の理事、監事の選任は、会員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

②監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない

③理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(代 表 理 事 等)

第 28 条 当法人に理事長 1 名を置き、理事会において理事の中から選定する。

②第 1 項に定める理事長のほか、当法人に副理事長 2 名、専務理事 3 名以内、常務理事 2 名以内を置くことができ、理事会において理事の中から選定する。

③顧問は運営委員会の推薦に基づき理事会で選定する。

④理事長は、一般法人法上の代表理事とする。

⑤理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

⑥副理事長及び専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

⑦常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監 事 の 職 務 権 限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

②監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理 事 及 び 監 事 の 任 期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

②監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

③任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解 任)

第 31 条 理事および監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報 酬 等)

第 32 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、その総額を会員総会の決議をもって定めるものとし、各役員に対する個別配分については理事会に委任する。

定款 (2/2)

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ①自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ②自己または第三者のためにする当法人との取引
- ③当法人がその理事の債務を保証すこと、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一一部免除又は限定)

第34条 当法人は、理事および監事の「一般法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

- ②理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第36条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ②理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第37条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずて開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第41条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第43条 当法人は、理事会の傘下に「運営委員会」を置く。

(運営委員会の選任・任期及び解任)

第44条 運営委員の選任は、運営委員会の推薦に基づき、理事会が決定する。

②運営委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営委員長・副委員長の選任及び解任)

第45条 運営委員会は、運営委員の互選により、運営委員長及び副委員長を選任することができる。

②運営委員長及び副委員長として不適格とみなされる合理的な理由・事実がある場合、運営委員会は、理事会の承認に基づき、当該運営委員長または副委員長を解任することができる。

(運営委員会の任務)

第46条 運営委員会は理事会が承認した事業計画に基づき、各事業の具体的な実施プランの策定、及び第6条の①の承認の判定を行う。

(各種部会)

第47条 運営委員会の業務執行を円滑にするため、運営委員会の承認に基づき、運営委員会の傘下に各種部会を置くことができる。

第7章 事務局及び事務局長

第49条 理事長は、理事会の議決を経て、この法人の事務を処理するための事務局を設け、事務局長のほか、必要な職員を置くことができる。

- ②事務局長は理事長が任免し、職員は事務局長が任免する。
- ③事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会にて別に定める。

第8章 運営資金及び基金

(資産の構成)

第49条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ①設立当初の財産目録に記載された資産
- ②入会金及び会費
- ③基金
- ④寄付金品
- ⑤財産から生じる集中
- ⑥事業に伴う収入
- ⑦その他の収入

(基金)

- ②拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- ③基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所および方法

その他の必要事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計 算

(事業年度)

第51条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時会員総会への提出等)

第52条 理事長は、毎事業年度、「一般法人法」第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時会員総会に提出しなければならない。

②前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時会員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第53条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時会員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 そ の 他

(著作権)

第54条 当法人の活動の場において新たに発表、発言されたものの著作権は、会員および発言者、表現者に帰属し、その一切の使用権は当法人に帰属する。

(改廃)

第55条 本定款の改廃は、会員総会の承認を要する。

(細則)

第56条 本定款に定める事項の実施に係る細則については、理事会の承認に基づき別途定める。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて「一般法人法」その他の法令に従う。

第11章 附 則

(残余財産の処分等)

第58条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

②当法人は、剩余金の分配を行わない。

(設立時の役員)

第59条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

- 設立時理事 松本栄文
- 設立時理事 上杉孝久
- 設立時理事 小林洋志
- 設立時監事 川嶋舟

(設立時の代表理事)

第60条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

東京都町田市つくし野二丁目24番8号
設立時代表理事 松本栄文（理事長）

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）
第62条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 松本栄文

設立時社員 上杉孝久

設立時社員 小林洋志

（最初の事業年度）
第63条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

以上、一般社団法人日本食文化会議設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士織田博幸は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成28年11月28日

設立時社員 松本栄文

設立時社員 上杉孝久

設立時社員 小林洋志

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都中央区日本橋馬喰町
二丁目2番13号久ビル5階
司法書士 織田博幸